

令和3年3月30日

保護者各位

児童家庭部長

通所自粛要請期間の終了について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、1月9日からの通所自粛にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止として、緊急事態宣言解除後も通所自粛期間を継続し、慎重に対応してきたところですが、3月31日をもって通所自粛要請を終了することといたします。

つきましては、4月以降の学童保育所の運営について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 4月1日以降の保育について

通常保育にあたり、感染対策をゆるめることなく、手洗い、換気、消毒等の予防対策は、宣言下と同様に実施し、感染症対策を徹底して行ってまいります。

また、家庭においても感染防止対策を徹底していただき、お子さまを預ける際には、引き続き健康状態の把握に努め、体調不良の際には通所を控えるようお願いいたします。

なお、今後新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、臨時休所等が想定されることをお知らせいたします。

2. 4月以降の学童保育料について

通常保育となりますので、4月以降の感染予防による休所については保育料の免除はありません。

お問合せ先 児童家庭課 04-7123-1093